

燕市つばくろいきいきスポーツクラブ設置要綱

(設置)

第1条 燕市立中学校の生徒が、当該中学校における部活動(以下「部活動」という。)とは別に、体力及び技術の向上を目指し、又は部活動と異なる種目に挑戦することのできる環境を整備するため、燕市つばくろいきいきスポーツクラブを設置する。

(組織)

第2条 燕市つばくろいきいきスポーツクラブの中に、種目別のクラブ(以下「クラブ」という。)を置く。

(活動)

第3条 クラブの活動は、部活動の休日に行うものとする。ただし、テスト前の休止期間及び期休業中の休養期間は、クラブの活動を行わない。

- 2 活動場所は、原則として燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した場所とする。
- 3 活動時間は、平日は2時間程度、週休日等は4時間程度とし、部活動の時間と合わせて1週間あたり16時間未満とする。
- 4 クラブは、大会への出場、練習試合等の遠征を行わない。

(報告)

第4条 クラブは、毎年教育委員会が指定する日までに、年間の活動計画、その他必要な書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 クラブは、燕市つばくろいきいきスポーツクラブ活動報告書(様式第1号)を、活動を行った月の翌月の5日までに教育委員会に提出しなければならない。

(会員)

第5条 クラブに入会することができる者は、燕市立中学校の生徒で、保護者の同意を得たものとする。

- 2 クラブに入会しようとする者は、燕市つばくろいきいきスポーツクラブ入会申込書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の規定によりクラブに入会した者(以下「会員」という。)の保護者は、当該クラブの活動に係る参加費及び保険料を教育委員会に納入しなければならない

い。

(退会)

第6条 会員がクラブを退会しようとするときは、燕市つばくろいきいきスポーツクラブ退会届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会が会員としてふさわしくないと認めたときは、当該会員を退会させることができる。

3 退会にあたっては、納入した参加費及び保険料は返還しない。

(委託)

第7条 教育委員会は、燕市つばくろいきいきスポーツクラブの運営に係る業務の全部又は一部を一般財団法人燕市スポーツ協会へ委託することができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

燕市つばくろいきいきスポーツクラブ活動報告書

クラブ名 _____

代表者 _____

指導者 _____

年 月分

活動日	曜日	活動時間	時間数	活動場所	活動会員数	活動内容	指導者 ^①

- ・この報告書は月ごとに作成し、翌月 5 日までに教育委員会へ提出してください。
- ・活動日は部活動の休日です。
- ・活動時間は 1 週間あたり、学校での部活動時間と合わせて 16 時間未満としていますのでご注意ください。

様式第2号(第5条関係)

燕市つばくろいきいきスポーツクラブ入会申込書

ク ラ ブ 名	
競 技 種 目	
入 会 日	年 月 日

フ リ ガ ナ		性 別
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
学 校 ・ 学 年	中学校 年生	
住 所	〒 (自宅電話番号 — —)	

燕市つばくろいきいきスポーツクラブの入会に同意します。

年 月 日

保護者署名 _____ (印)

緊急連絡先 _____ (続柄)

様式第3号(第6条関係)

燕市つばくろいきいきスポーツクラブ退会届

ク ラ ブ 名	
競 技 種 目	
退 会 日	年 月 日

フ リ ガ ナ	
氏 名	
学 校 ・ 学 年	中学校 年生
保 護 者 署 名	⑩